

需給契約条件

【低圧】

(九州電力管内)

2016年10月1日実施

2019年2月15日改定

2019年4月1日改定

取次事業者：グリーンコープかごしま生活協同組合

小売電気事業者：一般社団法人グリーン・市民電力

一、料金プラン

基本的な料金プランは、次のとおりといたします。

料金プラン	グリーンコープでんき ファミリー プラン (九州電力の従量電灯 B に相当)
	グリーンコープでんき オフィス プラン (九州電力の従量電灯 C に相当)
	グリーンコープでんき 低圧電力 (九州電力の低圧電力に相当)

二、グリーンコープでんき ファミリープラン

1 適用範囲

この需給契約条件は、低圧で電気の供給を受けて、電灯または小型機器を使用する需要家で、次のいずれにも該当し、かつ、一般社団法人グリーン・市民電力（以下、「グリーン・市民電力」という）との協議が整った場合に適用いたします。

（１）契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。

（２）１需要場所において動力を使用する料金プランとあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が原則として50キロワット未満であること。

ただし、１需要場所において動力を使用する料金プランとあわせて契約する場合で、需要家が希望され、かつ、需要家の電気の使用状態、当該エリアの一般送配電事業者（以下、「九州電力」という）の供給設備の状況等から九州電力が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、（１）に該当し、かつ、（２）の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、九州電力は、需要家の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

2 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相２線式標準電圧200ボルトまたは交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

3 契約電流

（１）契約電流は、１０アンペア、１５アンペア、２０アンペア、３０アンペア、４０アンペア、５０アンペアまたは６０アンペアのいずれかとし、需要家の申出によって定めます。

(2) 九州電力は、契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）を取り付けます。ただし、需要家において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、電流制限器等を取り付けないことがあります。

4 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別紙2.（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別紙1.（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、別紙1.（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙1.（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、別紙1.（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別紙2（離島ユニバーサルサービス調整）イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を下回る場合は、別紙2（離島ユニバーサルサービス調整）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別紙2（離島ユニバーサルサービス調整）イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を上回る場合は、別紙2（離島ユニバーサルサービス調整）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものと別紙2いたします。

（1）基 本 料 金

基本料金は、1ヶ月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契 約 電 流 1 0 ア ン ペ ア	2 9 1 円 6 0 銭
契 約 電 流 1 5 ア ン ペ ア	4 3 7 円 4 0 銭
契 約 電 流 2 0 ア ン ペ ア	5 8 3 円 2 0 銭
契 約 電 流 3 0 ア ン ペ ア	8 7 4 円 8 0 銭
契 約 電 流 4 0 ア ン ペ ア	1, 1 6 6 円 4 0 銭
契 約 電 流 5 0 ア ン ペ ア	1, 4 5 8 円 0 0 銭
契 約 電 流 6 0 ア ン ペ ア	1, 7 4 9 円 6 0 銭

（2）電 力 量 料 金

電力量料金は、その1ヶ月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	1 6 円 6 9 銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	2 2 円 6 4 銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	2 5 円 5 8 銭

5 電流制限器等の取付け

- (1) 需要場所の電流制限器等は、九州電力の所有とし、九州電力の負担で取り付けます。
- (2) 電流制限器等の取付位置は原則として屋内とし、その取付場所は需要家から無償で提供していただきます。
- (3) 需要家の希望によって電流制限器等の取付位置を変更する場合（一時的に取り外し、同一箇所へ再度取り付ける場合を含みます。）に、九州電力からグリーン・市民電力が実費を請求された場合は、需要家にその実費を請求します。

6 そ の 他

- (1) この料金プランの適用後 1 年に満たない場合は、原則として他の料金プランに需給契約を変更することはできません。
- (2) この需給契約条件に定めのない事項については、電気供給約款によるものといたします。

三、グリーンコープでんき オフィスプラン

1 適 用 範 囲

この需給契約条件は、低圧で電気の供給を受けて、電灯又は小型機器を使用する需要家で、次のいずれにも該当し、かつ、グリーン・市民電力との協議が整った場合に適用いたします。

- (1) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。
- (2) 1 需要場所において動力を使用する料金プランとあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が原則として 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において動力を使用する料金プランとあわせて契約する場合で、需要家が希望され、かつ、需要家の電気の使用状態、九州電力の供給設備の状況等から九州電力が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(1) に該当し、かつ、(2) の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、九州電力は、需要家の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

2 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または九州電力の供給設備の都合で

やむをえない場合には、交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

3 契 約 容 量

- (1) 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別紙４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数に乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別紙５（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の６キロボルトアンペアにつき	９５パーセント
次ぎの１４キロボルトアンペアにつき	８５パーセント
次ぎの３０キロボルトアンペアにつき	７５パーセント
５０キロボルトアンペアをこえる部分につき	６５パーセント

- (2) 需要家が契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(1)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別紙６（契約電力等の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、グリーン・市民電力または九州電力は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

4 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別紙２．（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別紙１．（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、別紙１．（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙１．（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、別紙１．（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別紙２（離島ユニバーサルサービス調整）イによって算定された離島平均燃料価格が 52,500円を下回る場合は、別紙２（離島ユニバーサルサービス調整）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別紙２（離島ユニバーサルサービス調整）イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円 を上回る場合は、別紙２（離島ユニバーサルサービス調整）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものと別紙２いたします。

(1) 基 本 料 金

基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気

を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	2 9 1 円 6 0 銭
---------------------	---------------

(2) 電 力 量 料 金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	1 6 円 6 9 銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの 1 キロワット時につき	2 2 円 6 4 銭
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	2 5 円 5 8 銭

5 そ の 他

- (1) この料金プランの適用後 1 年に満たない場合は、原則として他の料金プランに需給契約を変更することはできません。
- (2) この需給契約条件に定めのない事項については、電気供給条件によるものといたします。

四、グリーンコープでんき 低圧電力

1. 適 用 範 囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (1) 契約電力が原則として50キロワット未満であること。
- (2) 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10アンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、需要者が希望され、かつ、需要者の電気の使用状態、九州電力の供給設備の状況等から九州電力が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(1) に該当し、かつ、(2) の契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、九州電力は、需要者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

- (3) 年間平均負荷率、もしくは電力使用開始から1年間に満たない場合は使用開始後から現在までの平均負荷率が、別紙 7 に定める「低圧電力負荷率基準」以下であること。

ただし収支計算等により、収支が取れると合理的に判断が出来る場合は、この限りではありません。

2. 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流 3 相 3 線式標準電圧200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

3. 契約 負 荷 設 備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

4. 契 約 電 力

- (1) 契約電力は，契約負荷設備の各入力によって（出力で表示されている場合等は，別紙 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）についてそれぞれ次の一）の係数を乗じてえた値の合計に二）の係数を乗じてえた値といたします。ただし，電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は，その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置を需要者に施設していただき，その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合，その容量は別紙 6（契約電力等の算定方法）に準じて算定し，二）の係数を乗じないものいたします。

一）契約負荷設備のうち

最大の入力の ものから	最初の 2 台の入力につき	1 0 0 パーセント
	次の 2 台の入力につき	9 5 パーセント
	上記以外のものの入力につき	9 0 パーセント

二）一）によってえた値の合計のうち

最初の 6 キロワットにつき	1 0 0 パーセント
次の 14 キロワットにつき	9 0 パーセント
次の 30 キロワットにつき	8 0 パーセント

- (2) 需要者が契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には，契約電力は，(1)にかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別紙 6（契約電力等の算定方法）により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，グリーン・市民電力または九州電力は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

- (3) 最大需要電力が (1) で定めた契約電力を超えた場合は，その最大需要電力を新しい契約電力とします。

5. 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。また、電力量料金は、別紙1（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、別紙1（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙1（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、別紙1（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別紙2（離島ユニバーサルサービス調整）イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を下回る場合は、別紙2（離島ユニバーサルサービス調整）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別紙2（離島ユニバーサルサービス調整）イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を上回る場合は、別紙2（離島ユニバーサルサービス調整）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものと別紙2いたします。

（1）基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	9 4 3 円 9 2 銭
---------------	---------------

（2）電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。また、計量器の付属装置に夏季またはその他季の開始の日における計量値が記録され、遠隔操作での検針（以下「遠隔検針」といいます。）により確認できる場合は、その値により夏季およびその他季の使用電力量を算定いたします。

	夏 季 料 金	1 6 円 8 0 銭
1キロワット時につき	その他季料金	1 5 円 1 5 銭

（3）力率割引および割増し

力率による、基本料金の割引および割増は行いません。

（4）そ の 他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

6 そ の 他

- (1) この料金プランの適用後 1 年に満たない場合は、原則として他の料金プランに需給契約を変更することはできません。
- (2) この需給契約条件に定めのない事項については、電気供給約款によるものといたします。

需給契約条件 別紙

1. 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各平均燃料価格算定期間における1 キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0053$$

$$\beta = 0.1861$$

$$\gamma = 1.0757$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第一位で四捨五入いたします。

(a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (27,400 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400 円を上回り、かつ41,100 円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 27,400 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(c) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が41,100 円を上回る場合
平均燃料価格は、41,100 円といたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (41,100 - 27,400 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用するものとし、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

表 1.

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1 月1 日から3 月31 日までの期間	その年の5 月の検針日から6 月の検針日の前日までの期間
毎年2 月1 日から4 月30 日までの期間	その年の6 月の検針日から7 月の検針日の前日までの期間
毎年3 月1 日から5 月31 日までの期間	その年の7 月の検針日から8 月の検針日の前日までの期間
毎年4 月1 日から6 月30 日までの期間	その年の8 月の検針日から9 月の検針日の前日までの期間
毎年5 月1 日から7 月31 日までの期間	その年の9 月の検針日から10 月の検針日の前日までの期間
毎年6 月1 日から8 月31 日までの期間	その年の10 月の検針日から11 月の検針日の前日までの期間
毎年7 月1 日から9 月30 日までの期間	その年の11 月の検針日から12 月の検針日の前日までの期間
毎年8 月1 日から10 月31 日までの期間	その年の12 月の検針日から翌年の1 月の検針日の前日までの期間
毎年9 月1 日から11 月30 日までの期間	翌年の1 月の検針日から翌年の2 月の検針日の前日までの期間
毎年10 月1 日から12 月31 日までの期間	翌年の2 月の検針日から翌年の3 月の検針日の前日までの期間
毎年11 月1 日から翌年の1 月31 日までの期間	翌年の3 月の検針日から翌年の4 月の検針日の前日までの期間
毎年12 月1 日から翌年の2 月28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2 月29 日までの期間）	翌年の4 月の検針日から翌年の5 月の検針日の前日までの期間

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1 月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりと

いたします。

(税込)

1 キロワット時につき	0. 1 3 4 円
-------------	------------

2. 離島ユニバーサルサービス調整

(1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

イ 離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 1.0000$$

$$\beta = 0.0000$$

$$\gamma = 0.0000$$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 52,500 円を下回る場合

離島ユニバーサルサービス調整単価 =

$$(52,500 \text{ 円} - \text{離島平均燃料価格}) \times (2) \text{ の離島基準単価} \div 1000$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 52,500 円を上回り、かつ、78,800 円以下の場合

離島ユニバーサルサービス調整単価 =

(離島平均燃料価格－52,500円) × (2) の離島基準単価 ÷ 1000

(ハ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が78,800円を上回る場合
離島平均燃料価格は、78,800円といたします。

離島ユニバーサルサービス調整単価＝
(78,800円－52,500円) × (2) の離島基準単価 ÷ 1000

ハ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ)各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、表1のとおりといたします。

ニ 離島ユニバーサルサービス調整額

(イ)従量制供給の場合

離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものにロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

(2)離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

イ 従量制供給の場合

離島基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	3 厘
-------------	-----

3. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第16条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第12条第2項の規定に基づき納付金単価を定める告示(以下「納付金単価を定める告示」といいます。)および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てます。

4. 負荷設備の入力換算容量

(1) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハおよびニによります。

イ ケーブル

	換 算 容 量	
	入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)
高 力 率 型	管灯の定格消費電力 (ワット) × 150 パーセント	管灯の定格消費電力 (ワット) × 125 パーセント
低 力 率 型	管灯の定格消費電力 (ワット) × 200 パーセント	

ロ ネオン管灯

2 次 電 圧 (ボルト)	換 算 容 量		
	入 力 (ボルトアンペア)		入 力 (ワット)
	高 力 率 型	低 力 率 型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140

1 5, 0 0 0	1 8 0	3 5 0	1 8 0
------------	-------	-------	-------

ハ スリームラインランプ

管の長さ (ミリメートル)	換 算 容 量	
	入 力 (ボルトアンペア)	入 力 (ワット)
9 9 9 以下	4 0	4 0
1, 1 4 9 "	6 0	6 0
1, 5 5 6 "	7 0	7 0
1, 7 5 9 "	8 0	8 0
2, 3 6 8 "	1 0 0	1 0 0

ニ 水 銀 灯

出力 (ワット)	換 算 容 量		
	入 力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高 力 率 型	低 力 率 型	
4 0 以下	6 0	1 3 0	5 0
6 0 "	8 0	1 7 0	7 0
8 0 "	1 0 0	1 9 0	9 0
1 0 0 "	1 5 0	2 0 0	1 3 0
1 2 5 "	1 6 0	2 9 0	1 4 5
2 0 0 "	2 5 0	4 0 0	2 3 0
2 5 0 "	3 0 0	5 0 0	2 7 0
3 0 0 "	3 5 0	5 5 0	3 2 5
4 0 0 "	5 0 0	7 5 0	4 3 5

7 0 0 "	8 0 0	1 , 2 0 0	7 3 5
1 , 0 0 0 "	1 , 2 0 0	1 , 7 5 0	1 , 0 0 5

(2) 誘導電動

イ 単相誘導電動機

- (イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量(入力〔キロワット〕)は、換算率 100.0 パーセントを乗じたものといたします。
- (ロ) 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

出力（ワット）	換 算 容 量		入 力（ワット）
	入 力（ボルトアンペア）		
	高力率型	低力率型	
3 5 以下	— —	1 6 0	出力（ワット） ×133.0 パーセント
4 5 "	— —	1 8 0	
6 5 "	— —	2 3 0	
1 0 0 "	2 5 0	3 5 0	
2 0 0 "	4 0 0	5 5 0	
4 0 0 "	6 0 0	8 5 0	
5 5 0 "	9 0 0	1 , 2 0 0	
7 5 0 "	1 , 0 0 0	1 , 4 0 0	

ロ 3 相誘導電動機

換算容量 (入力〔キロワット〕)
出力 (馬力) × 93.3 パーセント
出力 (キロワット) × 125.0 パーセント

- (3) レントゲン装置 レントゲン装置の換算容量は、次によります。

なお、レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別 (携帯型および移動型を含みます。)	高定格管電圧 (キロボルトピーク)	管電流 (短時間定格電流) (ミリアンペア)	換算容量(入力) (キロボルトアンペア)
治療用装置			定格1次大入力 (キロボルトアンペア)の 値といたします。
診察用装置	95 キロボルトピーク 以下	20 ミリアンペア以下	1
		20 ミリアンペア超過 30 ミリアンペア以下	1.5
		30 " " 50 " "	2
		50 " " 100 " "	3
		100 " " 200 " "	4
		200 " " 300 " "	5
		300 " " 500 " "	7.5
		500 " " 1,000 " "	10
	95 キロボルトピーク 超過 100 キロボルトピーク 以下	200 ミリアンペア以下	5
		200 ミリアンペア超過 300 ミリアンペア以下	6
		300 " " 500 " "	8

		500 〃 1,000 〃	13.5
	100 キロボルトビーク 超過	500 ミリアンペア以下	9.5
	125 キロボルトビーク 以下	500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	16
	125 キロボルトビーク 超過	500 ミリアンペア以下	11
	150 キロボルトビーク 以下	500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	19.5
蓄電器放電式 診察用装置	コンデンサ容量 0.75 マイクロファラッド以下		1
	0.75 マイクロファラッド超過 1.5 マイクロファラッド 〃		2
	1.5 マイクロファラッド 〃 3 マイクロファラッド 〃		3

(4) 電 気 溶 接

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

イ 日本工業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の
場合

入力（キロワット）＝大定格 1 次入力（キロボルトアンペア）×70 パーセント
ロ イ以外の場合

入力（キロワット）＝実測した 1 次入力（キロボルトアンペア）×70 パーセント

(5) そ の 他

イ (1), (2), (3) および (4) によることが不適當と認められる電気
機器の換算容量（入力）は、実測した値を基準としてお客さまと当社との
協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力
を換算容量（入力）とすることがあります。

ロ 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠く

ことができない表示灯は，動力とあわせて 1 契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。

ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については，契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

5．契約負荷設備の総容量の算定

（１）差込口の数と電気機器の数が異なる場合は，次によって算定された値にもとづき，契約負荷設備の総容量を算定いたします。

イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合，最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

（イ）住宅，アパート，寮，病院，学校および寺院

1 差込口につき 50 ボルトアンペア

（ロ）（イ）以外の場合

1 差込口につき 100 ボルトアンペア

（２）契約負荷設備の容量を確認できない場合は，（１）ロに準じて算定いたします。

6．契約電力等の算定方法

「グリーンコープでんき オフィスプラン」の場合の契約容量または契約電力は，次により算定いたします。ただし，契約電力を算定する場合は，力率（100 パーセントといたします。）を乗じます。

（1）供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧100ボルト

もしくは200ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）× $\frac{1}{1,000}$

なお、交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。

(2) 供給電気方式および供給電圧が、交流３相３線式標準電圧200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

7. 低圧電力負荷率基準

低圧電力の低圧電力負荷率基準は、10%とします。